

## 【反対討論】

会派を代表し、議案第 45 号「宇都宮市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正」の原案に反対する討論と、陳情第 59 号「特別児童扶養手当等の所得制限撤廃を求める意見書の提出並びに障がい児を扶養する家庭への支援拡充に関する陳情」を不採択とすることに反対する討論を行います。

はじめに、議案第 45 号について、原案に反対する理由を述べさせていただきます。

この議案は、持続可能な消防団体制の構築を目的とした消防団詰所の配置の適正化に伴い、消防団の定員数を見直すというものですが、その内容は、消防団詰所の耐震化を進めるにあたり、清原・瑞穂野・姿川及び上河内・河内の各地区に配置されている計 6 分団内の「16 個部」が統合され、定員の算出根拠としている消防車両数が減少したこと等に伴い、一部の分団の定員数を見直すものであります。

この見直しにより、本市消防団の定員は 2,150 人から 1,970 人へと、実に「180 人」もの大幅な減員となります。ここで問題なのは、定員数の見直しにより充足率が 86.0%から 93.8%へと上昇し、あたかも団員確保が進んだかのように見えてしまう点であります。

しかし実態は、分母が減ったことによる“見かけ上の改善”に過ぎません。

また、今回の見直しの対象とならなかった富屋・国本・城山の各分団においては、依然として充足率が 70%台に留まるとともに、欠員が生じている個部も多く存在しており、地域や部によって団員負担の偏重が生じています。

このように本市消防団は、団員数の減少による「人員不足」に加え、残される団員への負担を気にして退団できない団員の「長期在籍化」や、更にはそれに伴う「高齢化」といった複合的な課題を抱えています。このままでは、組織力や機動力の低下は避けられず、本議案の目的である「持続可能な消防団体制の構築」とは、むしろ逆行することが懸念されます。

こうした全体課題を直視することなく、消防団詰所の「配置適正化」の名のもとに一部の分団に限って定員を見直すことは本末転倒であり、今後の消防団運営に混乱を招くものと言わざるを得ません。

「今回の見直しは実員を減らすものではなく、消防力の低下には繋がらない」と消防局は説明していますが、部の適正な配置基準や団員の有効な確保策が示されておらず、消防力の低下につながらないとしている根拠が不明確なままです。

当会派の調査では、この 10 年間で在籍 5 年以上 10 年未満の団員が約 4 割減少する一方で、20 年以上在籍する団員は 2 倍以上に増加し、平均年齢も約 5 歳上昇して 44.8 歳となっています。

また、団員不足や高齢化への対応策として「機能別消防団員制度」が全国的に導入されており、県内においても 25 市町のうち 16 市町、約 64%が既に導入し、直近では真岡市も導入の方針を示しています。

本市消防団においても団員不足や高齢化が喫緊の課題であり、団員の皆様への負担が大変大きくなっている中で、未だ導入の検討すらされておらず、対応の遅れは否めません。

以上の点を踏まえれば、今求められているのは、一部の分団の定員見直しではなく、消防団全体のあり方を見直すことが最優先であり、有識者や現場の意見を反映できる検討の場を早急に立ち上げ、必要な対策を講じた上で、全体最適の視点から定員の適正化を図るべきであると考えます。

拙速（せっそく）な定員削減は、地域防災力の低下を招きかねないことから、本議案には賛成することができず、反対するものであります。

次に、陳情第 59 号を不採択とすることに反対する理由を述べさせていただきます。

本陳情は、特別児童扶養手当などに設けられている所得制限の見直し、さらには障がいのある子どもとその家族への支援の拡充を求めるものです。障がいは、世帯所得の多寡にかかわらず生じるものであり、医療や療育、介護、通院などに伴う負担は長期にわたり家庭に重くのしかかります。

そのため、障がい児家庭に対する公的支援は、単なる所得保障ではなく、障がいのある子どもを社会全体で支えるという観点から行われるべきものと考えます。

しかしながら現行制度では、一定の所得を超えると特別児童扶養手当が支給停止となるほか、福祉サービスの自己負担が増えるなど、結果として「収入が増えたにもかかわらず、可処分所得が減る」という、いわゆる逆転現象が生じています。

令和 7 年 11 月 28 日に行われた参議院の委員会質疑において、この所得制限により手当の支給停止となっている児童は、全国で 3 万人以上に上ると示唆されました。また、政府側より「特別児童扶養手当は全額公費負担の制度であり、他の所得制限のある制度との均衡などを考慮して所得制限を設けている」との答弁がなされています。

つまり、所得制限が存在する理由は、障がい児家庭の実態ではなく、制度間の均衡という制度上の理由であることが明らかになりました。

ここで改めて問われるべきは、制度間の均衡なのか、子どもと家庭の生活の実態なのか、どちらを優先すべきかという点ではないでしょうか。

こうした制度は、家族が懸命に働き生活を支えようとする努力を阻害するだけでなく、働き控えを生み出し、結果として家計改善や将来の備えの機会を奪うことにもつながりかねません。さらには、福祉サービスの利用を控えざるを得ない状況が生じれば、子どもの成長や健康に悪影響を及ぼす恐れもあることから、看過できない課題です。

こうした中、地方議会においても同様の課題認識が広がっています。香川県議会では、障がい児福祉に係る給付制度について、所得制限の撤廃を国に求める意見書が、また、岩手県議会においても、特別児童扶養手当や障がい児福祉手当などの所得制限の撤廃を含めた制度見直しを求める意見書が可決されました。

このように、全国の議会からも国に対して制度改善を求める声が上がっており、障がい児家庭の負担を軽減し、安心して子育てができる環境を整えることは、地域共生社会の実現を目指す地方自治体にとって、喫緊の課題であると言えます。

これまで本市においては、国の制度のみでは十分な支援を受けられない医療的ケア児や、障がい児とその家族を支える独自施策を積極的に進めてきたところであり、その姿勢を高く評価するものでありますが、自治体の取り組みだけでは制度上の限界があることも事実であり、根本的な制度改善は国の責任において行われるべきものです。

だからこそ、本市議会としても、障がいのある子どもとその家族が所得状況にかかわらず必要な支援を受けられる社会を目指し、所得制限の撤廃や制度改善を国に求める意見書を提出する意義は大変大きいと考えます。

本陳情は、本市が目指す「障がいの有無に関わらず、子どもから高齢者まで誰もが生きがいを持ち、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる地域共生社会」の実現に向けて、極めて妥当かつ意義のある提案であり、その趣旨を受け止め、国に対して所得制限の撤廃を求めていくとともに、国の制度が改善されるまでの間、制度のはざまに取り残されている方を支援に繋げる必要があると考えることから、陳情第 59 号を不採択とすることに反対するものであります。

最後に、一人でも多くの議員の皆様にご賛同いただけることを心よりご期待申し上げまして、私の討論を終わります。